

女 性 部 会 規 約

(名 称)

第 1 条 本部会は、公益社団法人札幌西法人会女性部会と称する。

(事務所)

第 2 条 本部会の事務所は、公益社団法人札幌西法人会事務局に置く。

(目 的)

第 3 条 本部会は、公益社団法人札幌西法人会（以下、「本会」という）の一員として、研修会、親睦等を通じて女性部会員の資質向上を図るとともに、法人会の行う事業活動に積極的に参画し、法人会活動の充実と活性化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 法人会組織の充実及び各種事業活動に積極的に参画する。
- (2) 地域社会貢献活動や税の啓発活動に積極的役割を果たすこととする。
- (3) 部会員の自己啓発を図るため、各種研修会を開催する。
- (4) 各種行事・情報交換を通じ、部会員相互の親睦・交流を図る。
- (5) その他目的達成のため必要な事業を行う。

(組 織)

第 5 条 本部会は、本会会員企業のうち、女性経営者及び女性役員並びに女性経理担当者のほか、本部会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(入会、退会)

第 6 条 本部会に加入を希望する者は、所定の申込手続により入会することができる。

- 2 本部会を退会しようとする者は、所定の手続きにより任意に退会することができる。

(役 員)

第 7 条 本部会に次の役員を置く。

部会長	1 名
副部会長	若干名
幹 事	若干名
監 事	3 名以内

(役員を選任等)

第 8 条 役員は、総会において部会員の中から選任する。

- 2 役員の任期は、2 年とし再任を妨げない。
- 3 役員の退任基準年齢は、満 7 5 歳とする。
- 4 役員は、任期が満了した後においても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員の職務権限)

第 9 条 役員は、役員会を構成し、本部の定款及び本規約で定めるところにより職

務を執行する。

- 2 部会長は、本部の定款及び本規約の定めるところにより、本部会を代表し、その業務を総括執行する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐するとともに、本部会の業務を分担執行する。また、部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代行する。

(顧問及び相談役)

第10条 本部会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、役員会の推薦により、部会長がこれを委嘱する。

(委員会)

第11条 本会の事業を遂行するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する規定は、役員会の決議を経て、別に定める。

(会 議)

第12条 会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とし、部会長がこれを召集する。

- 2 会議の議長は、部会長をもってこれに当たる。
- 3 定期総会は、毎年1回事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。
- 5 総会の議事は、全部会員の過半数の出席をもって成立し、その過半数をもって決する。
- 6 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立し、その過半数をもって決する。

(総会の決議事項)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び会計報告並びに監査報告
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 役員の選任又は解任
- (4) 規定の改正及び廃止の案
- (5) 会費の決定
- (6) その他提案事項

(会 計)

第14条 本部会の経費は、総会で別に定める会費及び本部の予算をもって、これに当てる。

ただし、必要と認められる場合は、臨時会費を徴収することができる。

- 2 会費は、原則として年1回、事業年度開始後速やかに納入するものとする。

(事業年度)

第15条 本部会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(報 告)

第16条 本部会の総会決議事項については、理事会に報告するものとする。

(改 廃)

第17条 この規約を改廃する場合は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規約は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

女性部会 会費・慶弔規程

(目 的)

- 第 1 条 公益社団法人札幌西法人会女性部会規約第 14 条（会計）により、次のとおり定める。

(会費の額)

- 第 2 条 会費の額は、年 5, 000 円とする。
- 2 事業年度の中途において退会した場合は、既納の会費は原則としてこれを返還しない。

(納入の方法)

- 第 3 条 会費の納入は、事業年度開始の日から 2 箇月以内に一括して納入する。

(慶弔規定の準用)

- 第 4 条 女性部会の慶弔に関する事項については、役員会で別に定めるほか公益社団法人札幌西法人会の慶弔規程を準用する。

(改 廃)

- 第 5 条 この規程を改廃する場合は、女性部会総会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。